

グリーンインフラの定義について

国土交通省 総合政策局 環境政策課

グリーンインフラの現行定義と改定の方角性

○ 現行のグリーンインフラの定義は「グリーンインフラ推進戦略（令和元年度策定）」策定時に定義づけている。

R元年度（GI推進戦略策定時）

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

<現行定義の問題点と改定の方角性>

- ・ 定義を「取組」とすることによって、**グリーンインフラをとりまく様々な活動がグリーンインフラの対象となり、普及促進を図るためは有用であった一方、対象とする範囲がわかりにくい**といった声や、**「ソフト」施策と誤解**されるケースも生じている。
- ・ また、グリーンインフラの「インフラ」は一般的には**ハードそのものを指す場合が多く、「取組」という表現が混乱**を招くケースもある。
- ・ さらに、「社会資本整備」とすることによって**「グリーンインフラ＝公共事業」というイメージ**があり、表現の適正化が必要。
- ・ 上記を踏まえ、グリーンインフラは、**「インフラ」（ハード）を主な対象**とすることを明確にしつつ、引き続き**「ソフト」施策も重要であることについても言及**することによって、**現行の定義における対象範囲を狭めることなく、定義の明確化を図りたい。**

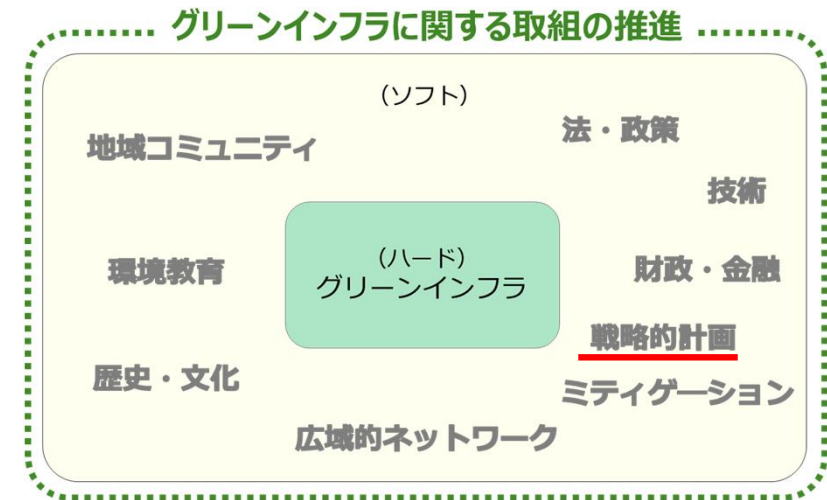
グリーンインフラの新定義(案)

- 中間整理案で示した「蓄積された事例から見るグリーンインフラの主な特徴」及び「グリーンインフラに関する取組」の内容を踏まえ、新定義案の文章化を行った。

中間整理案より

【蓄積された事例から見るグリーンインフラの主な特徴】

- ① 自然が、持続可能な国土・都市・地域づくりのために活用され、地域の社会課題の解決に資するものであること。
- ② 多くの機能を有しているため、同時に多様な効果の発現が期待できるものであること。
- ③ 新たな付加価値を生み出す資本財として、保全・活用していくものであること。
- ④ 持続的な維持管理が必要なものであること。
- ⑤ 官民を問わず、幅広いステークホルダーを巻き込みうるものであること。



新定義 (案)

グリーンインフラとは、**自然の多様な機能**を活かすことで、将来にわたり**持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に資する、人と自然の関わりから形成される社会資本**（※）である。

これは、**戦略的な計画**、**持続的な維持管理**、**幅広いステークホルダーの参画**などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

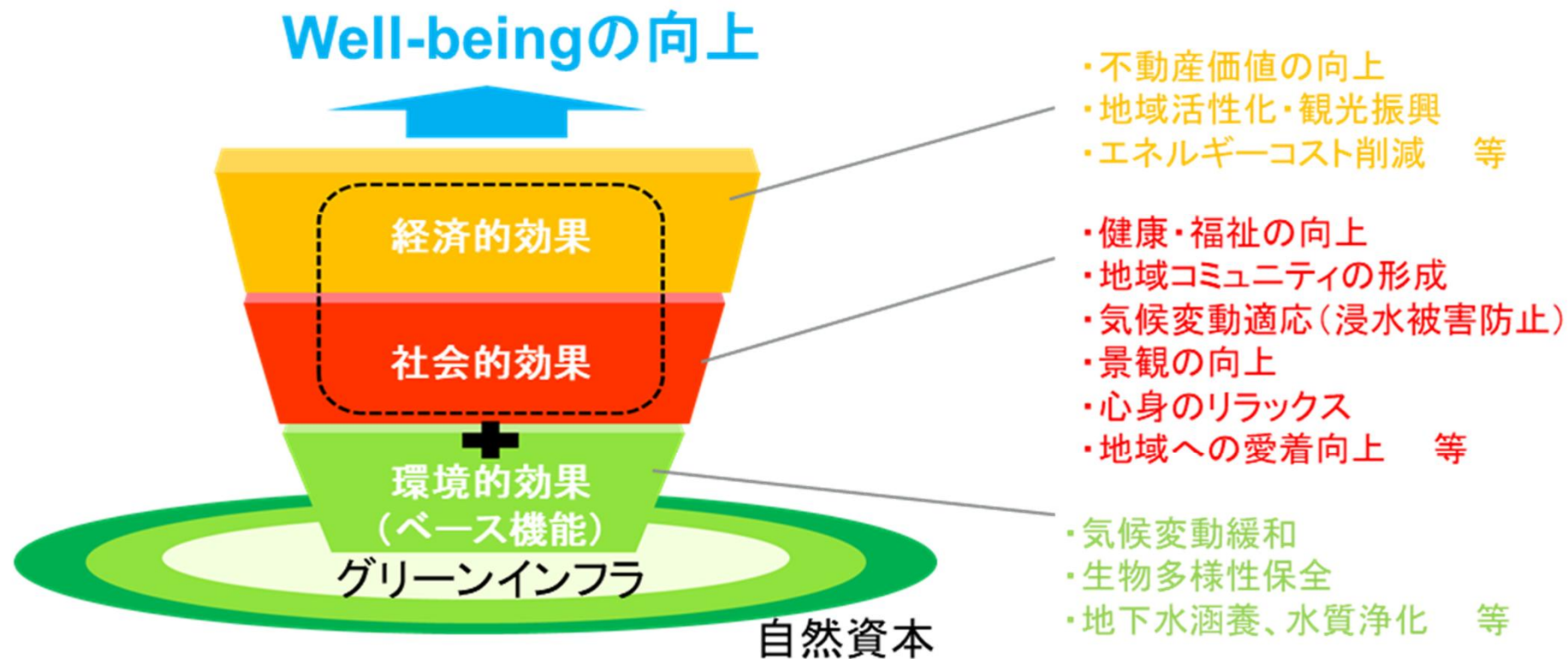
（※）社会資本（建設用語辞典, H5）

社会的共通資本ともいう。私的企業資本等と異なり、特定の個人のためのものではなく、公共性が強く社会的に消費される性格をもつ資本をさす。消費の非排除性（財が供給されると誰もがそれを利用できる性格）を持つ公共投資として国、政府関係機関、公団・事業団等の特殊法人、地方公共団体等により供給されるが、一部民間で供給されるものもある。なお、住宅をその公共性や外部経済性から社会資本に含める見方もあり、社会資本の範囲は必ずしも明確なものではない。

グリーンインフラの定義の新旧対照表

現行の定義	新定義（案）	変更理由
社会資本整備や	—	定義の冒頭に「社会資本整備」と記載することによって、「グリーンインフラ＝公共事業」と誤解されるケースが多かったため、後段の「社会資本」に包含する形で削除
土地利用等の	—	新定義では前段部分がグリーンインフラ（ハード）、後段部分がグリーンインフラの機能を最大限に引き出す取組（ソフト）という構成としているため、後段に「戦略的計画」として記載
ハード・ソフト両面において	—	新定義では前段部分がグリーンインフラ（ハード）、後段部分がグリーンインフラの機能を最大限に引き出す取組（ソフト）という構成としているため削除
自然環境 が有する多様な機能を活用し、	自然 の多様な機能を活かすことで、	国際的には「NbS（自然を活用した解決策）」が主流であるため、今後の国際展開も見据え、記載ぶりを統一
持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める	将来にわたり 持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり	グリーンインフラは永続性・担保性があることを強調するため追記
—	及びウェルビーイング向上に資する	中間整理案において、グリーンインフラの環境的効果・社会的効果・経済的効果がウェルビーイング向上に資すると整理したことを踏まえ記載
—	人と自然の関わりから形成される	手つかずの自然はグリーンインフラに含まれないことを明確にするため追記
取組	社会資本	グリーンインフラを「社会資本」（ハード）とし、公共事業だけではなく民間事業も含んだ広い概念として捉える。なお、その機能を最大限に引き出すためのソフト的な取組は後段に整理
—	これは、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。	グリーンインフラの多様な機能を「最大限に引き出す手段」として特に重要な3つを明確化

- 令和7年3月28日に開催された第3回グリーンインフラ懇談会の中間整理案にて、グリーンインフラの効果は環境的効果、社会的効果、経済的効果の3段階で構成され、Well-beingの向上へ資するものと整理された。



第3回グリーンインフラ懇談会
資料2「グリーンインフラの今後の方向性について(中間整理案)」より

(参考)グリーンインフラが存在している場・空間について 国土交通省

- グリーンインフラは、山地から海に至るまで、都市・地域形態に応じて、様々な場・空間に存在している。
- 河川、道路、都市、港湾等の所管分野においてグリーンインフラに関する取組を推進するにあたっては、農林水産省・環境省など関係省庁の所管分野に係るグリーンインフラとも連携を図ることで、より高い効果の発現を期する。



<グリーンインフラの主な対象（場・空間）>



※類型化した各要素は例示

※スケールは事例毎に異なるため、厳密に整理できるものではない 6

NbS (Nature-based Solutions : 自然を活用した解決策)

【国際環境総会 (UNEA)】

「社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、強靱性、生物多様性への恩恵をもたらす、自然または改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動」

【欧州委員会 (EC)】

「費用対効果が高く、環境的、社会的、経済的な便益を同時にもたらし、レジリエンスの構築に役立つ、自然に触発され、支えられた解決策」

Green Infrastructure (グリーンインフラ)

【アメリカ合衆国環境保護局 (EPA)】

「主として、都市において降雨の土壌浸透を促し、降雨を貯留し、洪水などの水管理、水質汚染を防ぐものである」

【国交省】

「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」

【GIJ (グリーンインフラ・ネットワーク・ジャパン)】

「自然環境や多様な生き物がもたらす自然の資源や仕組みを活用することで、現代社会が抱える多くの課題の解決に貢献し、豊かで魅力ある持続可能な社会の発展に寄与すること」

【欧州委員会 (EC)】

「グリーンインフラとは、水の浄化、大気の質、レクリエーションの気候変動への緩和・適応等、広範なエコシステム・サービスに資する戦略的に計画された自然的・半自然的ネットワークである」

【日本学術会議環境学委員会都市と自然と環境分科会】

「自然環境を生かし、地域固有の歴史・文化、生物多様性を踏まえ、安全・安心でレジリエントなまちの形成と地球環境の持続的維持、人々の命の尊厳を守るために、戦略的計画に基づき構築される社会的共通資本である」

【グリーンインフラ研究会】

「自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画」

Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)

【環境省】

「生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方」

E b A (生態系を活用した気候変動適応策)

【環境省】

「気候変動への適応策として生物多様性や生態系サービスを活用するアプローチ」

計画名	グリーンインフラの書きぶり
社会資本整備重点計画 (令和3年5月閣議決定)	自然環境が有する多様な機能を活用する <u>グリーンインフラ</u>
国土形成計画(全国計画) (令和5年7月閣議決定)	<u>グリーンインフラ</u> 等による自然の力を活かした地域課題解決
地球温暖化対策計画 (令和7年2月閣議決定)	自然環境が有する多様な機能を活用する「 <u>グリーンインフラ</u> 」
地方創生2.0施策集 (令和7年6月公表)	自然環境の多様な機能を有する <u>グリーンインフラ</u>
第1次国土強靱化実施中期計画 (令和7年6月閣議決定)	豊かな自然の恵みをいかし、平時のウェルビーイングにもつながっていく <u>グリーンインフラ</u>
統合イノベーション戦略2025 (令和7年6月閣議決定)	自然環境が有する多様な機能を活用し、CO2吸収源対策にも資する「 <u>グリーンインフラ</u> 」

(補足)H28年度、R1年度の定義の変遷

H28年度（国土形成計画 作成時）

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

R元年度（GI推進戦略策定時）

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

R7年度新定義（案）（GI推進戦略改訂）

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活かすことで、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に資する、人と自然の関わりから形成される社会資本である。

これは、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。